

大石田町交流センター施設使用料一覧

(1) 各室使用料 (1 時間あたり)

使用区分		基本使用料		冷暖房 使用料
		午前 8 時 30 分～午後 5 時	午後 5 時～午後 10 時	
多目的ホール (舞台)	平日	1,000 円	1,200 円	1,000 円
	土・日・祝日	1,200 円	1,400 円	
多目的ホール (観客席)	平日	1,200 円	1,400 円	1,500 円
	土・日・祝日	1,400 円	1,600 円	
楽屋 1		200 円	250 円	100 円
楽屋 2		300 円	350 円	150 円
リハーサル室		650 円	800 円	350 円
小会議室 1		350 円	450 円	200 円
小会議室 2		350 円	450 円	200 円
小会議室 3		350 円	450 円	200 円
小会議室 4		350 円	450 円	200 円
中会議室		800 円	1,000 円	500 円
調理室		450 円	550 円	300 円
和室		350 円	450 円	200 円
その他共有スペース	100 m ² 未満	350 円	450 円	200 円
	100 m ² 以上	上記の金額に 100 m ² 当たり 200 円を加算した額		

備考

1. 使用する時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げて計算する。
2. 超過時間の各室使用料の額は、1 時間につき、別表に掲げる各室使用料とし、1 時間に満たない場合は、1 時間に切り上げて計算する。
3. 冷暖房使用料以外の使用に係る燃料費及び光熱水費は、その実費を徴収することができる。
4. 各室使用料の「その他共有スペース 100 m²以上」の欄において、「100 m²当たり」とは、100 m²に満たない場合は、100 m²に切り上げて計算する。
5. 使用者が入場料若しくはこれらに類するもの（以下「入場料等」という。）を領収する場合又は営利を目的として使用する場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額を各室使用料に加算した額とする。この場合において、入場料に段階があるときは、その最高額を基準とする。

区 分	加算する額
入場料等が 500 円を超え 1,000 円以下のとき	基本使用料の 30%に相当する額
入場料等が 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき	基本使用料の 50%に相当する額
入場料等が 3,000 円を超えるとき	基本使用料の 100%に相当する額
営利を目的として使用するとき	基本使用料の 150%に相当する額

6. この表において「平日」とは、月曜日から金曜日までをいう。ただし、平日のうち、祝日に当たる日は、「祝日」の使用区分の使用料を適用する。

(2) 設備器具使用料（1回当たり）

使用区分及び名称		単位	使用料	備考	
多目的ホール	舞台設備器具	スクリーン	1式	1,100円	
		プロジェクター	1式	1,700円	
		演台	1式	600円	花台含む
		司会台	1式	300円	
		指揮台	1式	200円	
		指揮者譜面台	1式	200円	
		譜面灯	1台	100円	
		コントラバス用椅子	1脚	100円	
		インカムシステム	1式	2,000円	
	照明設備器具	ボーダーライト	1列	700円	
		サスペンションライト	1列	1,100円	
		アッパーホリゾントライト	1列	900円	
		ローホリゾントライト	1列	600円	
		フロントサイドライト	1式	1,600円	
		シーリングライト	1列	1,800円	
		フットライト	1列	400円	
		ピンスポットライト	1台	2,000円	
		スポットライト (1kw)	1台	600円	
		スポットライト (0.5kw)	1台	200円	
		エフェクト	1台	400円	
		波マシン	1台	400円	
	音響設備器具	グランドピアノ（ヤマハ）	1式	1,800円	調律料別途
		CDレコーダー	1台	800円	
		CDプレーヤー	1台	700円	
		カセットプレーヤー	1台	500円	
		各種有線マイク	1本	600円	コード含む
		各種ワイヤレスマイク	1本	800円	
		各種マイクスタンド	1台	100円	
		移動用音響調整装置	1台	1,300円	
		移動用スピーカー	1式	900円	
		拡声装置	1式	1,800円	
		拡声装置（ワイヤレス）	1式	1,200円	
		その他共通設備器具	拡声装置	1式	800円
業務用ガステーブルレンジ	1台		630円/h	調理室	
テーブルガスコンロ	1台		130円/h	調理室	
アップライトピアノ	1式		800円		
平台	1台		100円		
金屏風	1式		1,100円		
高座用座布団	1枚		100円		
緋毛せん	1枚		100円		
プロジェクター	1式		600円		
テレビ・BDプレーヤー	1式		500円		
CDプレーヤー	1式		300円		
移動用拡声装置	1式		500円		
展示用パネル	1台		100円/日		
持込設備器具	1kw/h		100円/h	1kw以内は1kwとする。	

摘要

- 「1回当たり」とは、4時間を1回とする。ただし、業務用ガステーブルレンジ及びテーブルガスコンロ並びに持込設備器具は1時間当たり、展示用パネルは1日当たりの使用料とする。
- 1回の使用時間が4時間に満たない場合は、4時間とみなし、1回とする。4時間を超える場合も同様とする。
- 単位が1時間当たり又は1日当たりの使用料は、第2項を準用する。
- 表にない設備器具の使用については、同類品の使用料により協議して使用料を徴収するものとする。